

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年11月27日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2500262 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2500068 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成10年4月1日から平成12年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成10年4月から平成11年11月までの各月の標準報酬月額は14万2,000円を18万円、同年12月の標準報酬月額は14万2,000円を19万円、平成12年1月から同年11月までの各月の標準報酬月額は14万2,000円を26万円とする。

平成10年4月から平成12年11月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成10年4月から平成12年11月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のB社における平成14年2月1日から平成16年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成14年2月から平成16年11月までの各月の標準報酬月額については、19万円を26万円とする。

平成14年2月から平成16年11月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成14年2月から平成16年11月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和46年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成10年4月1日から平成12年12月1日まで

② 平成14年2月1日から平成16年12月1日まで

前回の訂正請求において、A社及びB社における厚生年金保険の被保険者期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を求めたところ、当該期間のうち一部期間については、記録の訂正が認められなかった。

しかし、前回の訂正請求において記録の訂正が認められなかった期間に係る資料が新たに見付かったので、A社に係る請求期間①及びB社に係る請求期間②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者の訂正請求については、A社に係る請求期間①並びにB社に係る請求期間②及び平成16年12月1日から平成17年4月30日までの期間について、i) A社及びB社はいずれも既に解散していること、ii) A社の元事業主でB社の元事業主の親族は、両社の実質的経営者であったB社の元事業主は亡くなっており、両社に関する資料もない旨回答しているこ

と、iii) 請求者の当該各期間に係る住所地のC市は、当該各期間に係る給与収入及び社会保険料控除額を確認できる資料は保存期間経過のため確認できない旨回答していること、iv) ほかに請求者の当該各期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に令和7年4月21日付で、年金記録の訂正をしないこととする近畿厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、前回の訂正請求の際には見付からなかった請求期間①及び②に係る資料が見付かったとして、再度訂正請求を行っているものである。

2 請求期間①について、請求者から提出された預金通帳、A社の元従業員の陳述及び回答並びに同社の元従業員から提出された給与明細書及び給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）から判断すると、請求者が同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の預金通帳等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成10年4月から平成11年11月までの各月は18万円、同年12月は19万円、平成12年1月から同年11月までの各月は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明である旨回答しているが、請求期間①について、前述の預金通帳等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の預金通帳等により推認できる報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間②について、請求者から提出された源泉徴収票及び預金通帳、B社の元従業員の陳述並びに同社の元従業員から提出された給与明細書から判断すると、請求者が同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、前述の源泉徴収票等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主の連絡先は不明であり、同人の親族も資料がなく不明である旨回答しているが、請求期間②について、前述の源泉徴収票等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の源泉徴収票等により推認できる報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2500349 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2500067 号

第1 結論

請求者のA法人B事業所（以下「B事業所」という。）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

平成2年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成2年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和42年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和63年4月1日から平成2年3月31日までB事業所に勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成2年4月1日となるべきところ、同年3月31日となっているため、被保険者期間が1か月短く記録されており、納得できない。調査の上、当該喪失年月日を平成2年4月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された退職証明書、雇用保険の記録、同僚の回答、同僚から提出された給与明細書等から判断すると、請求者は、請求期間においてB事業所に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のB事業所における平成2年2月の標準報酬月額の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A法人は不明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を平成2年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から資格喪失年月日を同年3月31日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。